

令和5年9月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

- 第 5 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について…………… (1)
- 第 6 号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一
部を改正する条例の制定について…………… (2)
- 第 7 号 熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について… (5)
- 第 8 号 熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について… (6)
- 第 9 号 財産の取得について…………… (7)
- 第 10 号 財産の取得について…………… (8)
- 第 11 号 財産の取得について…………… (9)
- 第 12 号 令和 5 年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担
金（地方財政法関係）について…………… (10)
- 第 13 号 令和 5 年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の
経費に対する市町負担金について…………… (13)
- 第 14 号 令和 5 年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金につ
いて…………… (14)
- 第 15 号 令和 5 年度道路事業の経費に対する市町村負担金について………… (16)
- 第 16 号 令和 5 年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金につ
いて…………… (17)
- 第 17 号 令和 5 年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金につい
て…………… (18)
- 第 18 号 令和 5 年度海岸事業の経費に対する市町負担金について…………… (19)
- 第 19 号 令和 5 年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について… (20)
- 第 20 号 令和 5 年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及
び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）に
ついて…………… (21)
- 第 21 号 工事請負契約の締結について…………… (23)
- 第 22 号 工事請負契約の締結について…………… (24)
- 第 23 号 工事請負契約の変更について…………… (25)
- 第 24 号 工事請負契約の変更について…………… (26)
- 第 25 号 専決処分の報告及び承認について…………… (27)
- 第 26 号 専決処分の報告及び承認について…………… (28)
- 第 27 号 専決処分の報告及び承認について…………… (29)
- 第 28 号 専決処分の報告及び承認について…………… (30)

第 29 号	専決処分の報告及び承認について……………	(31)
第 30 号	専決処分の報告及び承認について……………	(32)
第 31 号	専決処分の報告及び承認について……………	(33)
第 32 号	専決処分の報告及び承認について……………	(34)
第 33 号	専決処分の報告及び承認について……………	(35)
第 34 号	専決処分の報告及び承認について……………	(36)
第 35 号	令和 4 年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について……………	(37)
第 36 号	令和 4 年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(38)
第 37 号	令和 4 年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(39)
第 38 号	令和 4 年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(40)
第 39 号	令和 4 年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(41)
第 40 号	令和 4 年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(42)
第 41 号	令和 4 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(43)
第 42 号	令和 4 年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(44)
第 43 号	令和 4 年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(45)
第 44 号	令和 4 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(46)
第 45 号	令和 4 年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(47)
第 46 号	令和 4 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(48)
第 47 号	令和 4 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(49)
第 48 号	令和 4 年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(50)
第 49 号	令和 4 年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(51)

第 50 号	令和 4 年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	(52)
第 51 号	令和 4 年度熊本県電気事業会計決算の認定について……………	(53)
第 52 号	令和 4 年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について……………	(54)
第 53 号	令和 4 年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	(55)
第 54 号	令和 4 年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について……………	(56)

報 告 目 録

報告第 1 号	専決処分の報告について……………	(57)
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	(58)
報告第 3 号	専決処分の報告について……………	(59)
報告第 4 号	専決処分の報告について……………	(60)
報告第 5 号	専決処分の報告について……………	(61)
報告第 6 号	専決処分の報告について……………	(62)
報告第 7 号	専決処分の報告について……………	(63)
報告第 8 号	専決処分の報告について……………	(64)
報告第 9 号	公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について……………	(65)
報告第10号	公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について……………	(66)
報告第11号	天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(67)
報告第12号	豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(68)
報告第13号	肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(69)
報告第14号	一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について……………	(70)
報告第15号	公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について……………	(71)
報告第16号	公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について……………	(72)

報告第17号	公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について……………	(73)
報告第18号	公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について……………	(74)
報告第19号	公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について……………	(75)
報告第20号	一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について……………	(76)
報告第21号	公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について……………	(77)
報告第22号	希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(78)
報告第23号	公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について……………	(79)
報告第24号	株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について……………	(80)
報告第25号	一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について……………	(81)
報告第26号	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について……………	(82)
報告第27号	公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について……………	(83)
報告第28号	公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(84)
報告第29号	公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(85)
報告第30号	公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について……………	(86)
報告第31号	公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について……………	(87)
報告第32号	熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(88)
報告第33号	一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の訂正について……………	(89)
報告第34号	一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について……………	(90)

報告第35号	公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について……………	(91)
報告第36号	公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について……………	(92)
報告第37号	熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について……………	(93)
報告第38号	令和4年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について……………	(94)
報告第39号	公立大学法人熊本県立大学の令和4年度における業務の実績に関する評価について……………	(95)
報告第40号	熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について……………	(96)

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第69号中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 6 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例
第75号)の一部を次のように改正する。

第15条、第29条及び第37条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め
る。

第48条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第60条、第69条第1項第6号、第85条第3項及び第98条中「厚生労働大臣」
を「こども家庭庁長官」に改める。

第106条第1項中「厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第62
2条」を「こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条」に改め、同
条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(熊本県手数料条例の一部改正)

第2条 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第110号の5中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部改正)

第3条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条
例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用
する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働
大臣」と読み替えるものとする。

第45条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大
臣」に改める。

第49条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福

祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第105条第4項及び第114条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第196条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則第13項及び第14項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第9項中「入所して」を「通所して」に改める。

第7条第11項中「入所して」を「通所して」に改める。

第24条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第56条第3項及び第63条第4項中「入所して」を「通所して」に改める。

第67条第4項及び第92条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項及び第31条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年熊本県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第41条の2」の次に「（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）」を、「熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び

運営の基準等に関する条例」の次に「（以下この項において「新指定入所施設基準条例」という。）」を、「第37条の2」の次に「（新指定入所施設基準条例第57条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）の施行等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 7 号

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

熊本県旅館業法施行条例（昭和33年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例

熊本県興行場法施行条例（昭和59年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「住所並びに」の次に「相続人にあつては、」を加え、同項第2号中「被相続人」を「興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、被相続人」に、「（法人にあつては、）」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に、「所在地）」を「所在地」に改め、同項第3号中「相続開始」を「興行場営業を譲り受けた年月日、相続開始」に、「（法人にあつては、）」を「又は法人の」に、「又は」を「若しくは」に、「年月日）」を「年月日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

興行場法（昭和23年法律第137号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示			取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	所在地	面積			
建物	熊本市中央区 出水四丁目1 番2号	401.21 平方メー トル	熊本市南区城 南町舞原19 5番地22 株式会社エバ ーランド	県立ゆうあ い中学校校 舎	138,534,000 円

(提案理由)

県立ゆうあい中学校校舎として建物を取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 10 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	車両速度計測器 (JMA-401A)	熊本市東区健軍 本町1番地1号 日本無線株式会 社熊本営業所	速度違反取締り 用機器として使 用するため	125,400,000 円

(提案理由)

熊本県警察において使用する速度違反取締り用機器として、物品を購入する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 11 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	プロジェクター及び周辺機器一式	福岡市博多区豊一丁目4番25号 ジャトー株式会社九州営業所	熊本県運転免許センターにおいて講習に使用するため	34,610,400円

(提案理由)

熊本県警察において使用するプロジェクター及び周辺機器として、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 12 号

令和5年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和5年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和2年度以前採択地区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の100分の25に相当する金額
2 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和3年度以降新規採択地区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の100分の21に相当する金額
3 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の100分の22.5に相当する金額
4 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の100分の15に相当する金額
5 田んぼダム普及・拡大モデル事業（法指定地域に限る。）	工事費の100分の13に相当する金額
6 地域密着型農業基盤整備事業（かんがい排水事業関連）	工事費の100分の25に相当する金額
7 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（一般地域に限る。））	工事費の100分の22.5に相当する金額
8 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（法指定地域に限る。））	工事費の100分の17.5に相当する金額
9 地域密着型農業基盤整備事業（ほ場整備事業関連）	工事費の100分の25に相当する金額
10 地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合整備事業関連（国営関連地区に限る。））	工事費の100分の20に相当する金額
11 地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合	工事費の100分の25に相当

整備事業関連（国営関連地区を除く。））	する金額
1 2 地域密着型農業基盤整備事業（中山間地域総合整備事業関連）	工事費の100分の15に相当する金額
1 3 地域密着型農業基盤整備事業（農道事業関連）	工事費の100分の10に相当する金額
1 4 地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事業関連（防災ダム））	工事費の100分の6に相当する金額
1 5 地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事業関連（地震ため池））	工事費の100分の11に相当する金額
1 6 地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（一般））	工事費の100分の21に相当する金額
1 7 地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（河川工作物））	工事費の100分の8に相当する金額
1 8 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成17年度以前採択分（法指定地域を除く。）））	工事費の100分の19.5に相当する金額
1 9 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成17年度以前採択分（法指定地域に限る。）））	工事費の100分の14.5に相当する金額
2 0 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成18年度から平成21年度までの新規採択分））	工事費の100分の8に相当する金額
2 1 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成22年度以降新規採択分））	工事費の100分の18に相当する金額
2 2 地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事業関連（平成17年度以前採択分））	工事費の100分の25に相当する金額
2 3 地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事業関連（平成18年度以降新規採択分））	工事費の100分の21に相当する金額
2 4 地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業関連（一般地域に限る。））	工事費の100分の15に相当する金額
2 5 地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業関連（法指定地域に限る。））	工事費の100分の10に相当する金額
2 6 地域密着型農業基盤整備事業（海岸保全事	工事費の100分の5に相当す

業関連)	る金額
27 地域密着型農業基盤整備事業（災害復旧関連）	工事費の100分の50に相当する金額
28 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（施設関連））	工事費の100分の0.3に相当する金額
29 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（農地関連））	工事費の100分の1.35に相当する金額
30 水産流通基盤整備事業	工事費の100分の5に相当する金額
31 漁港施設機能強化事業	工事費の100分の5に相当する金額
32 水産環境整備事業	工事費の100分の10に相当する金額
33 水産生産基盤整備事業（離島の外郭施設及び水域施設を除く。）	工事費の100分の5に相当する金額
34 漁村再生交付金事業	工事費の100分の10に相当する金額
35 単県漁港改良事業	工事費の3分の1に相当する金額

（提案理由）

令和5年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 13 号

令和5年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について

令和5年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	負担すべき金額
1 農地海岸保全事業	工事費の100分の5に相当する金額
2 漁港海岸保全施設整備事業	工事費の100分の5に相当する金額

(提案理由)

令和5年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 14 号

令和 5 年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

令和 5 年度において熊本県が施行する県営土地改良事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業（水利施設整備事業（排水対策特別型及び農地集積促進型）に限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
2 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和 2 年度以前採択地区分）に限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
3 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和 3 年度以降新規採択地区分）に限る。）	工事費の 100 分の 14 に相当する金額
4 畑地帯総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
5 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
6 農道整備事業	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
7 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
8 湛水防除事業（法指定地域を除く。）	工事費の 100 分の 18 に相当する金額
9 湛水防除事業（平成 18 年度以降新規採択分（法指定地域に限る。））	工事費の 100 分の 13 に相当する金額
10 湛水防除事業（平成 17 年度以前採択分（法指定地域に限る。））	工事費の 100 分の 14.5 に相当する金額
11 防災ダム事業	工事費の 100 分の 6 に相当する金額
12 農地保全整備事業	工事費の 100 分の 14 に相当する金額
13 ため池等整備事業	工事費の 100 分の 14 に相当

1 4	ため池緊急整備事業（一般地域に限る。）	工事費の100分の16に相当する金額
1 5	ため池緊急整備事業（法指定地域に限る。）	工事費の100分の11に相当する金額
1 6	特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域を除く。）	工事費の100分の10に相当する金額
1 7	特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域に限る。）	工事費の100分の5に相当する金額

（提案理由）

令和5年度において熊本県が施行する県営土地改良事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 15 号

令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

令和5年度において熊本県が施行する道路事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 単県道路改築事業（改良）	工事費の10分の1.5に相当する金額
2 単県道路改良事業（側溝整備）	工事費の10分の1.5に相当する金額

（提案理由）

令和5年度において熊本県が施行する道路事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 16 号

令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金について

令和5年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業について、当該事業に要する経費のうち町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
道路施設保全改築事業	工事費の10分の1.5に相当する金額

(提案理由)

令和5年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業に要する経費の一部を町に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第5項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 17 号

令和5年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

令和5年度において熊本県が施行する流域下水道事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 熊本北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の2分の1に相当する金額
2 球磨川上流流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の2分の1に相当する金額
3 八代北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の2分の1に相当する金額
4 熊本北部流域下水道維持管理事業	流入水量1立方メートル当たり 50円
5 球磨川上流流域下水道維持管理事業	流入水量1立方メートル当たり 100円及び資本費71,015,821円
6 八代北部流域下水道維持管理事業	流入水量1立方メートル当たり 151円

(提案理由)

令和5年度において熊本県が施行する流域下水道事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 18 号

令和5年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

令和5年度において熊本県が施行する海岸事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	工事費の20分の1に相当する金額
2 津波・高潮危機管理対策緊急事業	工事費の20分の1に相当する金額
3 単県海岸保全事業	工事費の20分の1に相当する金額

(提案理由)

令和5年度において熊本県が施行する海岸事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 19 号

令和5年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

令和5年度において熊本県が施行する地すべり対策事業について、当該事業に要する経費のうち市が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
単県地すべり対策事業	工事費の10分の1に相当する金額

(提案理由)

令和5年度において熊本県が施行する地すべり対策事業に要する経費の一部を市に負担させるため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第31条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 20 号

令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和5年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 単県街路促進事業	工事費の10分の1に相当する金額
2 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業を除く。）	工事費の10分の1に相当する金額
3 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業に限る。）	工事費から国庫補助金額等を控除した額の10分の1に相当する金額
4 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁を除く。）	工事費の10分の1に相当する金額
5 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁に限る。）	工事費の20分の1に相当する金額
6 重要港湾改修事業	工事費の10分の1に相当する金額
7 地方港湾改修事業	工事費の5分の1に相当する金額
8 港湾補修事業	工事費の6分の1に相当する金額
9 重要港湾環境整備事業	工事費の10分の1に相当する金額
10 地方港湾環境整備事業（長洲港土砂処分場整備に限る。）	工事費の10分の1に相当する金額
11 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要	工事費の20分の1に相当する金額

<p>援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれかに該当するもの)</p>	
<p>1 2 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれにも該当しないもの)</p>	<p>工事費の10分の1に相当する金額</p>
<p>1 3 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれかに該当するもの)</p>	<p>工事費の10分の1に相当する金額</p>
<p>1 4 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれにも該当しないもの)</p>	<p>工事費の5分の1に相当する金額</p>
<p>1 5 単県急傾斜地崩壊対策事業</p>	<p>工事費の3分の1に相当する金額</p>
<p>1 6 単県砂防事業</p>	<p>工事費の10分の1に相当する金額</p>

(提案理由)

令和5年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 21 号

工事請負契約の締結について

松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第8号工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第8号工事他合併
- 2 工 事 内 容 排水ポンプ設備製作据付工
- 3 工 事 場 所 宇土市馬之瀬町地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年6月30日まで
- 5 契 約 金 額 1, 7 6 6, 9 5 4, 0 2 4 円
- 6 契 約 の 相 手 方 福岡県福岡市博多区美野島一丁目2番8号
株式会社荏原製作所九州支社
代表者 支社長 太田賢一
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第8号工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

工事請負契約の締結について

第一高校長寿命化改修（第一期）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 第一高校長寿命化改修（第一期）工事
- 2 工 事 内 容 (1) 普通教室棟の改修
鉄筋コンクリート造、地上4階建て、延べ面積3,541平方メートル
(2) クラブハウス棟の改修
鉄骨造、地上2階建て、延べ面積720平方メートル
(3) 上記(1)及び(2)に伴う薬品庫の解体
- 3 工 事 場 所 熊本市中央区古城町3番1号地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年2月14日まで
- 5 契 約 金 額 957,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市東区尾ノ上四丁目20番11号
竹内・坂口建設工事共同企業体
代表者 株式会社竹内工務店 代表取締役 竹内浩二
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

第一高校長寿命化改修（第一期）工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

工事請負契約の変更について

令和4年9月熊本県議会定例会において議決された小川工業高校実習棟改築工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和6年2月16日まで」を「契約締結の日の翌日から令和6年3月15日まで」に、契約金額「1,542,750,000円」を「1,563,472,087円」に変更することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

工事請負契約の変更について

令和4年9月熊本県議会定例会において議決された球磨支援学校校舎棟新築工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和6年1月29日まで」を「契約締結の日の翌日から令和6年2月28日まで」に、契約金額「1,447,600,000円」を「1,479,601,509円」に変更することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 26 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和5年4月11日県南広域本部駐車場で発生した立看板の転倒による車両損傷事故に関し、次の者と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
個人 (車両所有者)	52,360円	当事者双方は、今後本件に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異議 及び請求の申立てをしないこと。

第 26 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 27 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

令和5年5月8日に判明した、熊本県が賃借したパソコンの破損及び部品の紛失に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
テンプラス株式会社	44,880円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 27 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 19 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月21日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和3年5月21日 一般国道219号 八代市坂本町川嶽地内 道路崩壊	個 人 (車両所有者)	598,423円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 28 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 17 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年7月28日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年4月8日 主要地方道熊本益城 大津線 上益城郡益城町大字 平田地内 落枝	個 人 (車両所有者)	1, 0 6 5, 1 2 0 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 29 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 18 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年7月28日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年5月7日 一般県道畑中山鹿線 山鹿市山鹿地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	8,554円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 30 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 20 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月21日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和5年6月19日 一般国道325号 菊池郡大津町大字杉水 地内 路上障害物	個人 (車両所有者)	8,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 31 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 21 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月21日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年6月28日 主要地方道玉名山鹿線 玉名郡和水町岩尻地内 倒竹	個 人 (車両所有者)	254,180円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 32 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 22 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月21日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年7月1日 一般県道大津西合志線 合志市栄地内 蓋不全	個 人 (車両所有者)	12,287円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 33 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 23 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月21日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年8月23日 一般県道八代港大手町線 八代市出町地内 街路樹の根による配管損傷	個 人 (建物所有者)	151,800円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 34 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 25 号

訴え の 提起 について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年8月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（1人）

2 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告は、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

第 35 号

令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 36 号

令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 37 号

令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 38 号

令和4年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 39 号

令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 40 号

令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 41 号

令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 42 号

令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 43 号

令和4年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 44 号

令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 45 号

令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本
県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 46 号

令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 47 号

令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 48 号

令和4年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 49 号

令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 50 号

令和4年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により令和4年度熊本県病院事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により令和4年度熊本県病院事業会計決算について認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 51 号

令和4年度熊本県電気事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度熊本県電気事業会計決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 52 号

令和4年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度熊本県工業用水道事業会計決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 53 号

令和4年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により令和4年度熊本県有料駐車場事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により令和4年度熊本県有料駐車場事業会計決算について認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 54 号

令和4年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度熊本県流域下水道事業会計決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 28 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
令和5年2月8日 球磨郡湯前町地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 29 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
令和4年12月28日 上益城郡益城町惣領地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 30 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する熊本県が和解の相手方から賃借したレンタカーによる交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年12月28日 上益城郡益城町惣領地 内	株式会社トヨタレ ンタリース熊本	91,508円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 31 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年1月23日 上益城郡益城町宮園 地内	伸栄空調設備株 式会社 (車両使用者) 普通貨物自動車	84,700円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 32 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年1月23日 上益城郡益城町宮園 地内	肥銀リース株式 会社 (車両所有者) 普通貨物自動車	69,696円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 33 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する熊本県が和解の相手方から賃借したレンタカーによる交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方	和 解 事 項
令和5年1月23日 上益城郡益城町宮園地内	株式会社トヨタレ ンタリース熊本	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 34 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年6月27日 阿蘇市黒川地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	29,590円	当事者双方は、今後本件に係る物的損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 24 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年8月24日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和5年3月4日 上益城郡益城町大字木 山地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	169,622円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和5年3月5日 上益城郡御船町大字田 代地内	個 人 (車両所有者) (車両運転者) 大型自動二輪車	165,980円	
3	令和5年5月23日 菊池市泗水町吉富地内	個 人 (所有者) ブロック塀	171,050円	
4	令和5年6月19日 球磨郡多良木町大字多 良木地内	シルバーカナイ 有限会社 (車両所有者) 普通乗用車	66,537円	

報告第 9 号

公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人熊本県立大学の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 10 号

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県立劇場の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 11 号

天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、天草エアライン株式会社の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 12 号

豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 13 号

肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、肥薩おれんじ鉄道株式会社の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 14 号

一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 15 号

公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県総合保健センターの令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 16 号

公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 17 号

公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 18 号

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人水俣・芦北地域振興財団の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に
関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 19 号

公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県環境整備事業団の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 20 号

一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本テルサの令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 21 号

公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 22 号

希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、希望の里ホンダ株式会社の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 23 号

公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人くまもと産業支援財団の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関す
る書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 24 号

株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社テクノインキュベーションセンターの令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 25 号

一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本県伝統工芸館の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 26 号

一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 27 号

公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団法人熊本県畜産協会の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 28 号

公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県農業公社の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 29 号

公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団法人熊本県林業公社の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 30 号

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 31 号

公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人くまもと里海づくり協会の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 32 号

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、熊本県道路公社の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 33 号

一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の訂正について
令和4年9月熊本県議会定例会に提出した一般財団法人白川水源地域対策基金の令和3
年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類について、記載内容を訂正し
たので、訂正後の書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 34 号

一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人白川水源地域対策基金の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 35 号

公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県武道振興会の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 36 号

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 37 号

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、令和4年度の
熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、別冊のとおり
熊本県監査委員の意見を付けて提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 38 号

令和4年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、別冊のとおり熊本県監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 39 号

公立大学法人熊本県立大学の令和4年度における業務の実績に関する評価について地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則第3条第3項の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った公立大学法人熊本県立大学の令和4年度における業務の実績に関する評価について、同法第5条の規定による改正前の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定の例により、別冊のとおり報告する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 40 号

熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、令和4年度の熊本県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価報告書を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和5年度